

第 684 回兵庫地方最低賃金審議会

議事録

令和 8 年 7 月 6 日（月） 15 時 03 分～16 時 35 分	
兵庫労働局 第 3 共用会議室	
公益代表委員	坂本委員、千田委員、庭本委員、山口委員
労働者代表委員	圓行委員、小菅委員、中西委員、堀井委員、森田委員
使用者代表委員	伊藤委員、倉本委員、横井委員、吉川委員
事務局	金成労働局長、丸山労働基準部長、安積賃金室長、下風賃金指導官、 神藤労働基準監督官、村田労働基準監督官
(1) 兵庫県最低賃金の改正諮問について (2) 兵庫県最低賃金専門部会の設置及び決議の取り扱いについて (3) 専門部会の議事の公開について (4) 兵庫県特定最低賃金の改正の必要性の有無にかかる審議の進め方について (5) その他	
議 事 内 容	
○下風賃金指導官 それでは定刻になりましたので、ただ今から、第 684 回兵庫地方最低賃金審議会を開会させていただきます。 本日は、三上委員、松下委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定による定足数を充足しておりますことを御報告いたします。 それと、倉本委員が所用で 4 時前頃に御退出されると伺っております。 続きまして、一部、当審議会の委員の交替がありましたので、御報告させていただきます。 使用者側代表委員の谷口委員から先月 6 月 17 日付けの辞職願の提出がありました。そのため、代わりの委員についての推薦公示等の手続きを行った結果、7 月 1 日より新たに横井委員に着任していただいております。 お手元にお配りしております「第 684 回審議会資料」と題した資料、右下頁番号 1 頁目のところに委員名簿を掲載しておりますので御確認いただきたいと思います。 横井委員におかれましては、当審議会において本日が初めての御出席となりますので、簡単に一言御挨拶をいただきたいと思います。	

横井委員、よろしくお願いいたします。

○横井委員

兵庫県中小企業団体中央会、専務理事をしております横井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○各委員

お願いします。

○下風賃金指導官

ありがとうございました。

それでは、これから議題の御審議に入っていただきたいと思います。

では、山口会長、これからの議事進行につきましてよろしくお願いいたします。

○山口会長

はい。会長の山口です。各委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

まず、最初の確認となりますが、本日の会議は公開としております。傍聴される方におかれましては、受付でお渡ししています遵守事項に記載しているとおり、注意事項を守って傍聴いただきますようお願いいたします。

今日は傍聴の方が非常に多くて、抽選になりましたことをお詫び申し上げます。席がこのように限られているということで、大変申し訳なく思っております。

それでは、議題についての審議に入ります。

議題（１）「兵庫県最低賃金の改正諮問について」、事務局から説明をお願いします。

○下風賃金指導官

事務局から説明させていただきます。

改正諮問の前に、地域別最低賃金の改正決定の流れについて説明させていただきたいと思います。お手元にお配りしております資料の右下に通し番号で頁数を打っていますが、その６頁目を御覧下さい。一般的な地方最低賃金審議会の流れを参考例として記載しております。まず、７月上旬開催の地方最低賃金審議会、つまり本審において労働局長による改正諮問、審議会令第６条第５項の議決の有無を審議します。次に７月下旬頃開催の本審において中央最低賃金審議会での目安伝達、労使間の主張の確認を行います。その後、同じく７月下旬頃に開催の第１回目の専門部会において部会長等の選出、事務方からの関連資料の説明を行います。次に表の右上にいきまして、７月下旬から８月上旬にかけて専門部会を複数回開催して金額審議、部会報告の決定を行います。次に８月上旬開催の本審において部会報告についての審議、答申文の決

定を行います。

答申文の公示後、8月下旬開催の本審において、異議内容についての審議、答申文の決定を行います。

そして、労働局長への答申、労働局長による改正決定、官報公示を経て発効という流れでございます。

次に、一つ前の5頁目を御覧いただきたいと思います。地域別最低賃金額の改正決定の手順ということで上段が中央最低賃金審議会の流れで、下段が兵庫地方最低賃金審議会の流れです。経過の日付が上と下の一つずつ記載していますが、上が令和6年度の開催日、下が令和7年度の開催日です。令和7年度、昨年度は例外的に中央最低賃金審議会の諮問、答申が遅かったということで、一般的な日程の参考として令和6年度の日付を上側にしてアンダーラインを付けて記載しています。左上の大臣からの諮問というところですが、今年度は厚生労働大臣から中央最低賃金審議会の諮問が6月26日に行われています。その後、例年は7月下旬に中央で目安額が答申される予定です。左下に兵庫労働局長から諮問と書いてありますが、これが本日予定されている諮問でございます。中央で示された目安額を参考としながら7月下旬から4、5回程度専門部会で金額審議を行い、8月上旬を目途に本審において改定額の答申を行い、早くて10月1日効力発生、という流れです。簡単ではございますが、兵庫県最低賃金の改正諮問の説明とさせていただきます。以上でございます。

○山口会長

ただ今の説明に関して、何か御質問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

○各委員

(なし)

○山口会長

それでは、事務局は諮問の準備をお願いいたします。

○下風賃金指導官

はい。では、労働局長から審議会会長へ諮問をお願いさせていただきます。

(局長から会長に諮問文を手渡す)

○金成労働局長

よろしくお願いします。

○山口会長

ありがとうございます。

○山口会長

ただ今、局長から諮問文を受け取りました。事務局は、各委員に諮問文写しの配布をお願いします。

(事務局が各委員及び傍聴人に対し、諮問文の写しを配布)

○山口会長

それでは、事務局は諮問文の読み上げをお願いします。

○下風賃金指導官

兵労発基 0706 第 1 号

令和 8 年 7 月 6 日

兵庫地方最低賃金審議会

会長 山口 隆英 殿

兵庫労働局長

金成 真一

最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 12 条の規定に基づき、兵庫県最低賃金(昭和 55 年兵庫労働基準局最低賃金公示第 1 号)の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

以上です。

○山口会長

はい、ありがとうございます。

次に改正の諮問に至った経緯について、説明を事務局からお願いします。

○安積賃金室長

では、事務局より改正諮問に至った経緯について御説明させていただきます。

大きく分けて、経済状況、生計費の動き、賃金水準の動きなどについて順番に御説明させていただきます。

(以下、資料 4 から 17 を説明)

資料 4～10 経済状況(兵庫県鉱工業指数月報、兵庫県景気総合指数、兵庫県景気動向指数、兵庫県の経済・雇用情勢等)

資料 11～13 生計費の動き(家計調査、消費動向調査、消費者物価指数等)

資料 14～17 賃金水準の動き(毎勤統計調査、春闘集計、中小賃上げ調査等)

最後に、最低賃金を取り巻く動きといたしまして、参考に口頭で御紹介させていただきます。先程、当局の指導官から事務局として御説明させていただきました通り、先月 6 月 26 日に、中央最低賃金審議会において、厚生労働大臣から中央最低賃金審議

会に対して、令和８年度地域別最低賃金改定の目安について、調査審議を求める旨の諮問が行われております。

以上を踏まえまして、改正諮問に至った理由を資料とともに御説明させていただきました。事務局からは以上となります。

○山口会長

先程の説明に関して、何か御質問等はございますでしょうか。

○各委員

(なし)

○山口会長

また何かありましたら、事務局にお問い合わせいただければと思います。

では次に、議題（２）「兵庫県最低賃金専門部会の設置及び決議の取り扱いについて」に入ります。審議会として、兵庫県最低賃金の改正に係る調査審議をするため、「専門部会」を設置することになっています。

事務局から、この専門部会の設置等についての手続きや専門部会での決議の取り扱いについての説明をお願いします。

○下風賃金指導官

それでは、まず、兵庫県最低賃金専門部会の設置について御説明させていただきます。

最低賃金法第 25 条第 2 項の規定により、最低賃金の改正について調査審議を求められたときは、審議会の下に専門部会を設置しなければならないとされております。

なお、専門部会の委員数は 9 人以内とされ、公労使各 3 人の委員で構成することとされております。

公益代表委員の選任につきましては事務局からの依頼、任命となりますが、労使の代表委員の選任につきましては、最低賃金審議会令の規定により一定の期間を定めて候補者の推薦を公示し、推薦のあった方の中から兵庫労働局長が任命をすることになります。

今年度の兵庫県最低賃金専門部会の労使の代表委員の推薦公示につきましては、本日、この会議終了後に行い、公示期間は 7 月 21 日（火）までとさせていただきたいと思います。

また、最低賃金法第 25 条第 5 項により行うこととされている関係労使の意見聴取に関する公示につきましても、本日この会議終了後に行い、こちらの期間も 7 月 21 日（火）までとさせていただきたいと思います。

続きまして、専門部会の決議について説明させていただきます。最低賃金審議会令第 6 条第 5 項では、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門

部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」とあります。この兵庫の審議会においては、昨年度まではこの令第6条第5項を適用してまいりました。そこで、本年度につきまして、この令第6条第5項を適用するか否か御確認をお願いいたします。

なお、今申し上げました最低賃金法等の各条文につきましては、委員の皆様にお配りしております水色の「兵庫地方最低賃金審議会 令和8年度審議会委員資料」に記載しておりますので、後程、御確認いただければと思います。事務局からは以上でございます。

○山口会長

事務局から、専門部会の手続きと決議に関する説明をしていただきました。何か御質問等ございますでしょうか。

○各委員

(なし)

○山口会長

それでは、専門部会での決議についてですが、この兵庫の最低賃金審議会では従来から専門部会が全会一致で決議した場合は、この審議会令第6条第5項を適用して本審での議決としております。

本年度につきましても従来同様、専門部会が全会一致で決議した場合は、審議会令第6条第5項を適用することにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○各委員

(異議なし)

○山口会長

それでは、今年度につきましても、専門部会が全会一致で決議した場合は、令第6条第5項を適用し、この審議会での決議とすることとします。

続いて、次の議題(3)「専門部会の議事の公開について」に入ります。

今年度も、これから専門部会を設置して地域別最低賃金の改正審議に入っていくこととなりますが、昨年度の審議会においても「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開とすることが適当」であることを確認させていただいています。

そのため、今年度におきましても、この本審とともに金額審議を行う専門部会も含めて昨年と同様に公開することとしたいと考えています。

ただし、公労、公使といった2者間以下での協議の場に関しては、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」等に該当すると考えられますので、昨年度と同様に非公開にしたいと考えています。そのような方針

でよろしいでしょうか。

○各委員

(異議なし)

○山口会長

はい。ありがとうございます。

それでは、議題（４）「兵庫県特定最低賃金の改正の必要性の有無にかかる審議の進め方について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○安積賃金室長

はい、事務局から説明させていただきます。

産業別となる特定最低賃金につきましては、その金額改正の申し出を受けた後、局長から、まず改正の必要性についての諮問を行います。そこで審議していただいた結果、改正の必要性ありとなった場合、次に金額改正の審議を始める流れとなっております。

審議会資料に戻りますが 17 ページ目を御覧いただきたいと思います。これは昨年迄の兵庫地方最低賃金審議会での特定最低賃金の審議の流れを示したものでございます。参考までに昨年の実際の審議経過日程等も付記しております。

本日諮問させていただきました地域別最低賃金(兵庫県最低賃金)では、諮問から答申という流れのみですが、この産業別の特定最低賃金の場合は、分かりやすく言いますと２段階、つまり、諮問、答申を必要性審議と金額改正審議についてそれぞれ行う、つまり諮問、答申を２回ずつ行うこととなっております。

金額改正の申し出があり、この申し出を受理しますと、初めに、金額改正の必要性の有無についての諮問を行います。そこで、必要性について審議いただき、その結果、「改正の必要性あり」という答申になりますと、次に金額改正の諮問を行い、その後、金額改正に関する審議を行って答申をいただくという流れになります。

なお、当局では最初の改正必要性の有無の諮問の際に、審議の結果「改正の必要性あり」と認められた場合には、金額改正の調査審議もお願いするという形で、同時に金額改正に係る諮問も行っております。

また、この特定最賃の金額改正の必要性の有無につきましては、当審議会では令和元年度までは、全ての業種の特定最賃の金額改正の必要性を本審で一括して審議し、そこで全ての産業毎の金額改正の必要性の有無を判断していただいております。そしてその後、それぞれの専門部会で、改正金額についての審議を行っていただいております。

しかし、令和２年度からは、この改正の必要性の有無についても、その産業及び労働の実情をよく知る立場にある業界の委員がそれぞれ選任されている特定最賃専門部

会においてそれぞれ議論をしていただいて結論を出すのが妥当ではないか、という委員からの御意見が提案され、令和2年度からは特定最賃の金額改正の必要性の有無についての審議は本審では行わずに、各専門部会を設定して、その専門部会で行っていただいております。

今年度につきましては、すでに各関係労働組合から7つの産業にかかる特定最低賃金の改正申出を受けております。

そのため、事務局といたしましては、次回の審議会におきまして、労働局長から特定最低賃金の改正の必要性の有無等について、諮問を行う予定としております。

そこで、まず、この特定最低賃金の改正の必要性の有無についての審議の進め方を本審で一括して行うのか、または、各特定最低賃金の専門部会でそれぞれ行うのかについて、御審議いただければと思います。事務局からは以上となります。

○山口会長

ただ今、事務局から特定最低賃金の金額改正の必要性の有無についての審議の進め方について、説明がありました。

この兵庫の最賃審議会では、令和元年まで特定最賃の改正必要性の有無については本審で一括して審議を行っていました。最初に必要性ありかどうかを全部合わせてやるということですね。そして、本審において、改正の必要性ありとの結論が出た場合に、各専門部会で金額審議のみを行うということでした。

しかし、近年は産業ごとに業界事情も異なるし、金額審議だけでなく改正の必要性の有無についても、各業界に深く通じた専門部会の委員に判断を委ねるべきという御意見が使用者側委員からなされ、令和2年度以降は、7つある専門部会で、それぞれの業種毎に審議を行ってきた経過があります。

特定最賃について、7つの産業について既に改正申し出が労働局長になされていますので、今後、審議の日程調整を行う上でも整理しておく必要があります。今年度、この特定最賃の改正の必要性審議をどのように進めていくのか、本日御審議いただければと思います。

これまでの経緯もありますので、労使それぞれから御意見を伺いたいと思います。

では、まず、労働者側委員からお考えをお聞かせ願えますか。

どなたからかお願いできますか。それでは、森田委員お願いします。

○森田委員

それでは森田の方から御説明させていただきます。

先程これまでの経過について詳しく御説明がされました。労働者側としましては、過去の経緯を重視して、健全で良好な労使関係の下、特定最賃の審議に取り組んでいきたいと考えています。

その上に立って、ここ数年、繰り返し改正決定の必要性の有無の審議について、コロナ前に戻すことが望ましいと申し上げてきましたが、使用者側からの円滑な運営に

協力していく旨の発言を踏まえ、専門部会での審議に応じてきたことを、まずもって御理解いただきたい、というふうに思います。

また、特定最低賃金制度は、同一産業内の公正な競争確保と、基幹労働者の処遇確保を目的とする制度であることも改めて共有しておきたいと思います。

現在、地域別最低賃金は4年連続で過去最高の引上げがされております。今年も、2026 春闘の結果を鑑みれば高水準の改定が見込まれると思います。この状況の下で、特定最賃が据え置かれれば、日本全体の賃上げの流れに取り残され、制度の趣旨である「産業の魅力向上」や「人材確保機能」を十分に果たせなくなることが懸念されます。従いまして、必要性の有無については、日本社会全体の構造的な人手不足や賃金引上げの実態を踏まえ、労働者側としては原則として本審で一括審議することを求めている、というふうに思います。

もっとも、円滑な審議の観点から、すべてを機械的に一括とするのではなく、客観的指標、例えば地賃との乖離状況、産業別賃金動向、人手不足の指標などにに基づき、明らかに改定必要と判断できる業種は本審で決定し、判断が分かれる業種のみ専門部会で詳細審議するという折衷案も検討に値すると思います。仮に、必要性なしと主張される場合には、その根拠を統計や経営指標等で明示していただき、特定最賃制度本体の是非ではなく、あくまで「当該業種における改定必要性」が主たる審議対象であることを改めて申し上げておきたいと思います。

特定最賃は労使のイニシアティブに基づく制度であります。産業の持続的発展の観点から、建設的な議論をお願いしたいと思います。

私の方からは以上です。

○山口会長

それでは、使用者側委員からも御意見を伺いたいたと思いますが。

では、伊藤委員お願いします。

○伊藤委員

伊藤でございます。只今、今年も労働者側から7業種について一括で審議したほうが良い、ということの意向表明をいただいたということで、これは労働者側としましてはこれまでの経緯を踏まえましても当然の御主張というふうには理解しております。ただ、やはり慎重を期すべきというふうに考えておりまして、昨年の動向だけ見ますと3業種においては1回目の専門部会で改正が必要だという判断で、残りの3業種は2回目の専門部会で改正が必要という判断。残りの1業種は最終的には改正の必要なし、という判断に至ったということで、やはり各業種、業界ごとに判断が分かれるという状況にあります。労働者側からも御指摘のとおり、4年連続で地域別最低賃金の過去最高の引き上げがなされておる状況下にあることを鑑みますと、業界ごと業種ごとの体力差であるとか、取り巻く環境の状況というのはそれぞれ結構な違いが生じているものと考えます。全体が大きく底上げされている状況は理解できますけれど

も、地方最低賃金が上乘せされた上に、さらに特定最低賃金がプラスで上乘せされるという仕組みである以上は、やはり各業種・各産業の状況によくよく配慮して慎重な判断、丁寧な検討が必要だと考えております。

従いまして、本審で必要性を一括で認めるというのは難しいと考えております。関係労使が加わった専門部会を開いて丁寧に改正の必要性について各業界の状況、企業を取り巻く状況を踏まえて検討いただくのが1番良いと考えております。また、併せて一括の審議以外で様々な経済指標を見ながら合理的な判断をもって、折衷案として一部は一括審議、一部は個別で審議、というようなことも検討に値するというような話もありましたけれども、それはまた具体的にどのような指標に基づいて、どのような基準に基づいて判断するのか、といったようなところが、現時点ではわかりませんので、何ともお答えしようがないと考えております。

従いまして、まずは個別で専門部会で御審議、判断いただくのが1番良いかと考えております。

以上です。

○山口会長

ありがとうございます。

ただいま、労使それぞれの委員から、必要性審議の考え方についての説明がありましたが、他の委員から御意見・御質問など、ありますでしょうか。

○各委員

(なし)

○山口会長

労側、使側でそれぞれ意見が違うようですので、一度、それぞれ再度意見調整の打ち合わせをお願いできますか。10分ぐらい時間を取りたいと思いますので、事務局で打ち合わせ場所を御案内させていただきますので、それぞれで打ち合わせをお願いできればと思います。

(労使委員、別室で協議)

(倉本委員、御退出)

○山口会長

ありがとうございます。

それでは、労使それぞれで調整いただいた結果を御意見いただきたいと思います。使用者側委員の方から願いたします。

○伊藤委員

伊藤でございます。使用者側で集まって協議いたしましたけれども、やはり各業種

ごとと産業ごとに企業を取り巻く状況等が異なる以上はそれぞれの業種ごとに慎重な検討、判断が必要と考えますので、本審での一括というのは、やはりやめていただいて個別に審議をしていただくのが良いと考えております。先程、労働側から少し補足という形で折衷案として経済的な指標等に基づいて合理的な基準で、これは個別、これは一括というような折衷のやり方もあるのではないかと御指摘もありましたけれども、このようにしても、どういった経済指標に基づいて、どういった基準でどう仕分けるのかといったところについては、我々使用者側としては特段案というものもございませんので、この場でそうしましょうかという話もできません。やはり個別に専門部会を開催して御審議いただくのが良いと思います。なお、これまでの経緯として令和2年度以降、一括審議ではなくなり個別の審議になっているということで、コロナ禍の緊急事態に対応してこのようになったんだ、というような御指摘も頂戴しております。そういった背景ももちろんございますが、それまでは経済成長もどちらかといえば低成長で物価も上がらず、水平飛行あるいは下手したら物価が下がる、賃上げもなかなかできない、あるいは行っても少額にとどまる、といったような平成不況の延長線上にあった経済状況であった中での一括審議であったと理解しております。コロナ禍が終わって以降ここ数年間は急激な物価高が進展し、それに伴って企業が賃上げを行っていくという状況に移り変わっておりますので、そういった意味では過去の平成不況の延長線上とは違う、または、経済情勢が変わった状況下における特定最賃の審議の仕方というのは、やはりより慎重な個別の業種・産業別に検討して確認をしていくのがやはり良いであろう。そういう局面に移ったのだというふうに理解をしておりますので、若干補足させていただきます。

以上です。

○山口会長

ありがとうございます。

では労働側の方はいかがでしょうか。

○森田委員

はい。使用者側の方から最初、昨年が1回目で決まった業種、2回目で決まった業種というようなことで御説明がされましたが、あまりにもそれは機械的というか乱暴かなと思いましたので我々としては折衷案ということで幾つか挙げさせていただきました。

どういう判断があるかという、例えば地賃との乖離状況から言いますと、明らかに数値として出ていると思いますし、判断材料にはなると思います。ただ、今色々と説明がされた中で、この場で時間をかけてあまりにも長引かせるのもあまりふさわしくないかなというふうに思いましたので、今年に限っても折衷案が受け入れられないというのでありましたら、専門会での審議というものも致し方ないかな、という判断をしております。改めてお聞きしますが、折衷案に関してお受け入れいただけるかど

うか、もう一度お聞かせいただければと思います。

○伊藤委員

伊藤でございます。今お話しいただいたということで、何らかの指標に基づいて云々ということで、御指摘いただいたのは地賃の金額との乖離状況を見て判断したらどうですかというご提案であったかと思いますが、よろしいでしょうか。

○森田委員

はい。

○伊藤委員

はい。わかりました。一度、使用者側で相談させていただいてよろしいでしょうか。

○山口会長

確認をいたしますが、地賃との乖離が生じているいくつかの業種については、もうここで必要性ありと認めて、乖離が小さいところについては必要性の審議から個別に審議をしていくというような形で判断をする、という理解でよろしいでしょうか。単純に言うと今のところ、最低賃金が1,116円で塗料の場合は1,158円。どれぐらいの幅の乖離があるのか御意見が分かれるところかと思いますが、1,158円の塗料については乖離があると判断した場合は、ここで必要性ありと既に決めてしまって、金額審議から、特賃の専門部会での審議に入っていく、というような流れになるかと思いますが、そういう御提案ということでよろしいでしょうか。

○森田委員

はい。

○山口会長

ではそういう形で一度、使用者側で御協議いただければと思います。
よろしくをお願いします。

(使用者委員、別室で協議)

○伊藤委員

伊藤でございます。改めて使用者側委員が集まって協議させていただきましたが、結論から申し上げますと、やはり個別に各業種ごとに専門部会で協議をお願いしたいと考えます。

確かに御提案いただいた通りに、折衷案で個別に判断をするというのは、ひとつ合理的な考え方であるかなと思いつつもですが、いま御提案いただいた線引きの仕方の

最大の根拠が地賃との乖離状況をもって線を引きましょう、という御提案だったと思いますので、そうなってきますと、あくまで昨年までの状況を踏まえて今年その延長線上で賃金の線引きの仕方を決めようという御提案のように思えます。昨年の状況でいくと、例えば、塗料については地賃 1,116 円で特賃が 1,158 円なので、42 円上回っております。これは、個別でなくて一括にしましょうという話になろうかと想像しますけれども。ただ、これはあくまで昨年そういう差が出たという、そのプラスアルファを特定最賃として上乘せすることに決定したという、あくまで昨年度の状況だけでのことでございまして、毎年その各産業、業種ごとの経営状況、経営環境というのは大きく変わりますので、それをその都度その年度の状況を踏まえて確認していく方がやはり重要かと思います。特に例えば塗料を例に挙げますと、去年は幸いかなり厚めの特定最賃決定をしていますからそういう状況なのかなと思いますが、今、イラン戦争で石油製品関係がかなり値上がり、あるいは目詰まりして供給ができないというような状況になっていることを鑑みますと、塗料なんかは今むしろ一番しんどい経営状況にある業界の可能性が高いなと思われれます。目詰まりして操業が溜まるというところまでの話は伺ってはいませんが、厳しいということは各社からお聞きしているところでもありますので、目の前の状況を踏まえて決定していくのがよかろうと考えます。折角の御提案ですけれども、あくまで個別に専門部会で必要性を審議させていただきたいと考えております。

以上です。

○山口会長

ありがとうございます。労働者側からお願いします。

○森田委員

今、折衷案ということで一つ例として昨年の乖離状況を出しましたがけれども、その他にも人手不足指標であったりだとか、それぞれ産業別における業種の動向、賃金の動向もあって、色々と指標はあると思われれます。決して昨年との乖離だけのことで、こちらとしては折衷案を出したというものではありませんので、その点まず御理解いただきたいと思います。詳しく説明もしていただきましたし、先程少しありましたけど、その折衷案ではなかなか難しいということでありましたら、今年度もやむなくも専門部会で話し合っていくということで受け入れたいと思います。

以上です。

○山口会長

ありがとうございます。

それでは、今後に向けては少しまた協議が必要なところもあるかなと思いますが、今年度につきましては専門部会から金額審議を必要性の有無から審議していただくという形で進めていただきたいと思います。

それでは、労使の考え方が一致したということにいたしまして、今年度も特定最賃の金額改正の必要性の有無の審議については、昨年と同様、各専門部会を設置して、そこで併せて審議するという結論にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○山口会長

ありがとうございます。

それでは、今年度、特定最賃の改正の必要性有無の審議については、昨年同様、各専門部会で併せて審議することになりますので、事務局においては準備をすすめておいてください。

では、最後の議題（５）「その他」ということでございますが、委員の方から何か御質問や御意見はありませんか。

○各委員

（なし）

○山口会長

では、事務局から何かありますか。

○安積賃金室長

今年度６月以降、審議会あてに提出された要請書等について、御報告させていただきます。お手元にお配りしております分厚い資料の後ろの方１７４ページから１７８ページ迄を御覧ください。

まず、６月１日に兵庫県弁護士会から、「目安制度によらない地域別最低賃金の大幅引き上げと中小企業への抜本的な支援を講じることを求める会長声明」の提出が当審議会に対して行われております。

以上、御報告になります。

○山口会長

ありがとうございます。

ただいま、事務局から報告をしてもらいました。今の内容で何か確認をされたいことがあれば、お願いいたします。

○各委員

（特になし）

○山口会長

では、事務局から次回の議事と日程についての説明をお願いします。

○安積賃金室長

特定最賃につきましては、2月に意向表明がなされた7業種全てについてそれらの申出を既に受け付けさせていただいております。6月29日に、塗料製造業、鉄鋼業、電子部品等製造業、輸送用機械器具製造業の4業種を受付させていただいております。また翌日6月30日に、はん用機械器具等製造業、計量器等機械器具製造業の2業種の申出を受けてまして、さらに7月3日に自動車小売業の申出を受け付けた状況となっております。そのため、次回本審においては、これら7業種の特定最賃の改正の必要性の有無の諮問をさせていただく予定としております。

加えまして、今回は事業場の実地視察結果の御報告も予定させていただいております。

回りの開催日時につきましては、来週7月13日（月）午後3時、場所はこの会議室でお願いさせていただきたいと思ひます。事務局からは以上です。

○山口会長

では、今回は、特定最賃の改正の必要性の有無等の諮問を受けることと、事業場の実地視察の報告ということになります。

回りの審議会は7月13日（月）午後3時に開催することとしたいと思ひますが、よろしいですか。

○各委員

はい。

○山口会長

ありがとうございます。

それでは、回りの本審は7月13日（月）午後3時からの開催とします。

また、次回本審の公開・非公開についてですが、昨年と同様、引き続き公開としたいと思ひます。

ただし議事のうち、個別事業場に対する実地視察の報告につきましては、特定の個人又は事業場に関する内容となりますので、個人情報や企業情報の保護に支障をきたすおそれがあるため、その部分についてのみ非公開としたいと思ひます。委員の皆様はよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○山口会長

ありがとうございます。その他、事務局から何かありますでしょうか。

○安積賃金室長

最後になりますが、前回の5月26日の本審において、使用者側委員の方から2点御質問いただきました。それについて、御回答させていただきます。

まず、1点目ですけど、倒産件数についてです。

神戸新聞の今年1月の記事によりますと、2025年の兵庫県内の倒産件数が600件を超え、15年ぶりの高水準とあり、前回の審議会資料39頁で財務省近畿経済局神戸財務事務所発表の資料を御紹介させていただきましたが、そこでは企業倒産として令和8年1月から3月の3カ月平均は前年を下回っているとされており、これについて地方交付金とかの効果が出て改善されたかどうか、ということを使用者側の吉川委員様から御質問をいただきました。

その部分につきまして事務局におきまして確認した結果を御報告いたします。

まず、神戸新聞では、1月9日のネット記事で東京商工リサーチのまとめとして2025年の県内倒産件数が634件であることが記載されておりました。それらの出所となる東京商工リサーチの倒産件数データ等を確認させていただいたところ、前回の審議会資料として提供させていただきました財務省近畿経済局神戸事務所発表のデータと同様、令和8年に入ってから概ね前年と比較して倒産件数が落ち着いてきていることが認められました。しかし、なぜ今年に入ってから倒産件数が落ち着いてきているのかについてのコメント等は無かったため確認できませんでしたので、これが地方交付金の影響を直接的に受けた結果によるものかどうかまでは、事務局としましては残念ながら確認することは出来ませんでした。

しかし、前回の審議会において御説明させていただきましたとおり、実際に兵庫県での目安上積み加算分を含む重点支援地方創生臨時交付金として内閣府より兵庫県に約328億円が交付されており、そのうち事業者支援として約47億円が充てられています。さらに兵庫県では令和8年3月時点でその臨時交付金全体としての約3分の2が既に交付決定されていることが認められました。

そのため、この交付金の支給決定により倒産件数がいくらか減少したという影響も排除出来ないのではないか、とは考えております。

以上が1点目の倒産件数についての御説明となります。

続きまして2点目ですけれども、使用者側委員の伊藤委員様から御質問がありました点につきまして、前回の本審の場におきまして、中央最低賃金審議会から提示された目安を超える引上げを行った都道府県に対して支給された重点支援地方交付金について事務局から前回御説明させていただきました。

その際に、各都道府県の交付金を算定するための算式等について御説明させていただき、その算式の一部の係数において、令和6年度、7年度に当局が目安に＋1円ずつそれぞれ上乗せして改定したことにより約2%の上積みがあったこと、つまり、令

和7年度単年度の上積みとしては約1%の上積みとなったことを御説明させていただきました。

その際に、伊藤委員様から「この臨時地方交付金約328億円のうち、いったいいくらが目安額を1円上回った結果から導き出せる金額なのか計算が複雑すぎて把握できない。」という御意見を頂きました。

そのため、事務局において、この兵庫県での臨時地方交付金約328億円のうち、目安額を1円上回った結果から導き出せる加算金額を特定するために、兵庫県に対して確認をさせていただきました。

その結果、兵庫県では内閣府からこの交付金に係る算式を示されただけであって、算式の各係数までは把握出来ていないという回答を受けました。

そこで、事務局から厚生労働省本省を通じて内閣府に算式の係数についても確認をさせていただきましたが具体的な回答までは得られませんでした。

以上のことから、残念ながら個々の加算金額までは特定することは出来ませんでした。が、前回事務局より御説明させていただきましたとおり、この臨時地方交付金の算定に当たってはその算式の一部係数に目安上積み分としまして令和7年単年度では約1%分、令和6、7年の2年度分に渡っては最終約2%分の加算がされていることは確認出来ておりますので、委員の皆様は何卒御理解いただければと思っております。

以上が前回御質問いただきました事務局からの回答となります。

以上となります。

○山口会長

回答ですが、大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。

○各委員

(特になし)

○山口会長

事務局から他にございますでしょうか。

○安積賃金室長

特にございません。

○山口会長

それでは、他になれば本日の審議会はこれで終了としたいと思います。

皆さんお疲れ様でした。どうもありがとうございました。

山口 隆英

森田 直樹

伊藤 敦